

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の概要

東栄町の区域について、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（以下「県条例」という。）の規定の一部を適用除外とする。

2 改正の理由

県条例第9条（計画内容の周知等）では、一定の一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可を受けようとする者に対し、関係地域において説明会を開催すること等を義務付けている。

また、県条例第27条（適用除外）は、県条例と同等以上の効果を期待することができるものとして規則で定める条例を制定している市町村の区域については、規則で定める県条例の規定は適用しないとしている。

東栄町では、「東栄町産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」（平成27年3月16日公布、施行）及び「東栄町産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則」（平成28年4月1日公布、施行）を制定し、産業廃棄物等関連施設の設置又は変更をしようとする者に対し、関係地域において説明会を開催すること等を義務付けることとしている。

これを踏まえ、県条例のうち「東栄町産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」と重なる事項を適用除外とすることが適当であるため。

3 改正の内容

東栄町の区域については、県条例第9条のうち産業廃棄物処理施設に係る部分を適用除外とする。

4 施行期日

公布の日

5 参考

県及び東栄町の条例において説明会開催の対象とする施設は、次のとおり。

	一般廃棄物処理施設	産業廃棄物処理施設	その他
県条例	焼却施設 最終処分場	焼却施設 廃水銀等の硫化施設 廃石綿等の熔融施設 P C B 処理施設 最終処分場	—
東栄町条例	—	上記のほか、産業廃棄物処理施設の全て	汚染土壌処理施設